

姫路市保育士等奨学金返済支援事業 Q & A

【制度の内容等について】

Q 1. 制度の目的は何か

A. 奨学金を利用して保育士資格又は幼稚園教諭免許（以下「保育士資格等」という。）を取得し、市内の私立保育所・認定こども園（以下「私立保育所等」という。）に就職後保育業務に専従する者として一定の期間勤続する保育士及び保育教諭等（以下「保育士等」という。）がその奨学金を返済するために要した費用の一部について、勤務する市内の私立保育所等の設置者が奨学金返済支援金として支給する事業に対し、その要した経費を補助することにより、市内の私立保育所等への就職を促進し、**保育の提供に携わる人材の確保**や**職場定着**及び**離職防止**を図り、**待機児童の解消**につなげることを目的に実施します。

Q 2. どのような場合、助成が受けられるか

A. 市内の私立保育所等の設置者が、奨学金を利用して保育士資格等を取得し、保育業務に専従する者として一定の期間勤続する保育士等に対して、その奨学金の返済を支援するために支給することを明確に定めた社内規程、就業規則又は給与規程（以下「規程等」という。）に基づいて、奨学金返済支援金を支給するのに要した経費について、その一部を助成します。

Q 3. 補助対象者とは

A. 雇用するこの補助制度の対象となる保育士等（Q 4 参照）に対して、その奨学金の返済を支援のために支給することを明確に定めた規程等に基づいて、奨学金返済支援金を支給する市内の私立保育所等を設置する者

Q 4. 対象となる保育士等（以下「補助対象保育士等」という）は

A. 次のすべての要件に該当する保育士等

- (1) 指定保育士養成施設で就学中に、**本人の名義**で借り受けた奨学金を利用して保育士資格等を取得し、**自ら奨学金を返済している者**
- (2) ①②のいずれかに該当する者
 - ① 令和2年4月1日以降に市内の私立保育所等に保育士等として採用された者で、採用日から過去1年以内において勤務する私立保育所等の設置者以外の者が設置する市内の私立保育所等（公立含む。）での保育士等としての勤務履歴がない者
 - ② 事業開始日（令和2年4月1日（本事業開始日））前から市内の私立保育所等に勤務している保育業務に専従する保育士等で、設置者に採用された日の属する年度の初日（4/1）から起算して、勤続年数が7年を経過していない者
- (3) 設置者に直接雇用され、その雇用契約において、労働時間が一日につき6時間以上かつ一月につき20日以上（それと同等の勤務条件であると市長が特に認める場合を含む。）と定められている者

- (4) 補助金の交付申請時に保育士等として勤務する市内の私立保育所等（当該私立保育所等の設置者が市内に設置する他の保育所等を含む。）に、当該年度の3月末日まで保育士等として継続して勤務する者で、翌年度以降も継続して勤務する意思がある者
- (5) 過去にこの制度（前年度から引き続き対象となっている者を除く。）の補助対象にならず、他の奨学金を対象とした類似の補助を受けていない者

Q 4-2. 補助対象保育士等にならないのはどのような場合か

A. 対象外になる者の具体例

- ・奨学金を利用していない、または返済が終了している等、今年度中に自ら奨学金を返済する予定のない保育士等
- ・派遣により勤務する保育士等
- ・施設長（園長）等管理職業務や補助（無資格）的業務に従事し、保育業務に専従していない職員
- ・月120時間未満の短時間勤務の雇用契約である保育士等
- ・育休等の代替職員等期間を定めて雇用され、翌年度以降に勤務を継続しない職員 等

Q 4-3. 令和2年度以降に採用された保育士等について、採用前一年間の勤務実績として問われないものはあるか

A. 過去1年以内の勤務実績に該当しない具体例

- ・市外の保育所等での勤務実績
- ・派遣による市内の私立保育所等での勤務実績
- ・届出（認可外）保育施設での勤務実績
- ・雇用契約内容が保育の提供に携わる保育士等ではない勤務実績

Q 5. 対象となる奨学金は

A. 次に挙げるもの（給付型の奨学金や教育ローンは対象外）

- (1) 日本学生支援機構奨学金
- (2) 交通遺児育英会奨学金
- (3) あしなが育英会奨学金
- (4) 社会福祉協議会の生活福祉資金のうち、教育支援資金（教育支援費及び就学支度金）
- (5) 母子父子寡婦福祉資金（修学資金及び就学支度資金）
- (6) その他国、地方公共団体により無利子又は低廉な利率で貸し付けされている資金で、市長が(1)から(5)までに規定する奨学金に準ずると認めたもの

※保育士等の資格を取得するために利用した奨学金のみ対象

Q 6. 補助対象経費は

A. 補助対象者である設置者が、雇用する対象保育士等に対して、その奨学金の返済を支援するために支給することを定めた規程等に基づいて支給する奨学金返済支援金

Q 7. 補助金額の算定方法は

A. ①と②のいずれか少ない方の額

ただし、対象保育士等 1 人につき、当該対象保育士に係る補助対象期間の月数 × 7 千円を乗じた額が上限です。

※市補助金の上限額を目安に、対象保育士等への支給額について設定してください。

① 対象保育士等が奨学金の返済のために当該年度中に支出した総額*1の2分の1に相当する額*2で、対象保育士等が複数人の場合はその合計額

*1 返済が遅れたことによる遅延利息に相当する額は含めない

*2 千円未満の端数は切り捨て

② 年度内に補助対象者（設置者）が、返済を支援するために支給することを定めた規程等に基づいて、雇用する対象保育士等一人につき支給した奨学金返済支援金の総額

■参考：補助金額の算定方法例

〔例 1〕 補助対象保育士等の年間返済額総額が 18 万円（15,000 円/月 × 12 月）で、設置者負担額がその2分の1の場合

- ① 2 分の 1 相当額 90,000 円
- ② 設置者負担額 90,000 円
- ③ 市補助上限額 **84,000 円**（7,000 円 × 補助対象月数：12 月）

①年間返済額総額の 1 / 2 相当額 90,000 円	②設置者負担額 90,000 円	③市補助上限額 84,000 円
------------------------------------	---------------------	----------------------------

① = ② > ③ → 市補助金額 84,000 円

〔例 2〕 補助対象保育士等の年間返済額総額が 12 万円（10,000 円/月 × 12 月）で、設置者負担額がその2分の1の場合

- ① 2 分の 1 相当額 **60,000 円**
- ② 設置者負担額 **60,000 円**
- ③ 市補助上限額 84,000 円（7,000 円 × 補助対象月数：12 月）

①年間返済額総額の 1 / 2 相当額 60,000 円	②設置者負担額 60,000 円	③市補助上限額 84,000 円
---	----------------------------	---------------------

① = ② < ③ → 市補助金額 60,000 円

〔例 3〕 補助対象保育士等の年間返済額総額が 5 万 5 千円（9 月に返済終了：10,000 円/月 × 5 月 + 最終月 9 月のみ 5,000 円）で、設置者負担額がその2分の1の場合

- ① 2 分の 1 相当額 **27,500 円**
- ② 設置者負担額 **27,500 円**
- ③ 市補助上限額 42,000 円（7,000 円 × 補助対象月数：6 月）

①年間返済額総額の 1/2相当額 27,500 円	②設置者負担額 27,500 円	③市補助上限額 42,000 円
--	----------------------------	---------------------

① = ② < ③ → 市補助金額 27,000 円（※千円未満切り捨て）

〔例 4〕 補助対象保育士等の年間返済額総額が 15 万円（12,500 円/月×12 月）で、設置者負担額がその全額の場合

- ① 2 分の 1 相当額 **75,000 円**
- ② 設置者負担額 150,000 円
- ③ 市補助上限額 84,000 円（7,000 円×補助対象月数：12 月）

①年間返済額総額の 1/2相当額 75,000 円	②設置者負担額 150,000 円	③市補助上限額 84,000 円
--	----------------------	---------------------

① < ③ < ② → 市補助金額 75,000 円

〔例 5〕 補助対象保育士等の年間返済額総額が 36 万円（25,000 円/月×12 月、10 月に繰上返済 60,000 円）で、設置者負担額がその 2 分の 1 の場合

- ① 2 分の 1 相当額 180,000 円
- ② 設置者負担額 90,000 円
- ③ 市補助上限額 **84,000 円**（7,000 円×補助対象月数：12 月）

①年間返済額総額の 1/2相当額 180,000 円	②設置者負担額 90,000 円	③市補助上限額 84,000 円
----------------------------------	---------------------	----------------------------

① > ② > ③ → 市補助金額 84,000 円

Q 8. 二つ以上の奨学金を受けている場合、補助金額はいくらになるか

A. 対象保育士等 1 人につき、補助対象者（設置者）が奨学金返済支援金として支出した額と、当該対象保育士等が二つ以上の奨学金の各々の返済のために年度内に支出した額の合算額の 2 分の 1 に相当する額（ただし、対象保育士等の補助対象期間の月数×7 千円が上限）のいずれか少ない額

Q 9. 繰り上げ返済をした場合、補助金の対象になるか

A. 補助金交付の対象となるのは、補助対象保育士が返還計画に基づき、申請年中に返済された額に限定されますが、変更承認申請を提出し承認された場合は繰り上げ返済額も対象になります。ただし、補助対象期間 1 月当たり 7 千円が限度となり、また、交付決定及び補助対象期間において奨学金を返済中又は奨学金の返済残額があることが条件になってい

るため、繰り上げ返済等を行うことにより、補助対象期間が短くなり、毎月返済するよりも最終的な補助の総額が少なくなる場合があります。

Q 1 0. 金融機関の教育ローンは対象となるか

A. 教育ローンの借受人は保護者であり、学生本人ではないため対象となりません。

Q 1 1. 奨学金の返済を延滞している場合、延滞をまとめて支払った場合は、対象になるか

A. 返済計画書で当該年度中に返済予定であった月分のみ対象となります。年度内であれば、返済期限を過ぎてから返済した金額についても対象となりますが、前年中に返済する予定であった月分や、遅延利息は除きます。申請時まで、延滞分を全額支払い、その後も返済が遅れることがないようにご注意ください。

Q 1 2. 補助対象期間は

A. ① 令和2年4月1日以降に採用された保育士等

対象保育士等が対象となる要件を満たした月から起算して7年間

② 事業開始日（令和2年4月1日）前から保育業務に専従する保育士等

採用された年度の4月1日から7年間のうち、事業開始日（令和2年4月1日）以降の期間

※年度毎に交付のため、次年度以降も年度当初に申請が必要です。

Q 1 3. 新卒者が奨学金の返済を10月から開始した場合、いつまでに申請すればよいか

A. 3月に卒業した新卒者は返済が卒業後6カ月間据え置かれ、10月から返済が開始されるため、対象保育士等の全ての要件を満たす10月から7年間が補助の対象期間となります。

対象保育士等を雇用する設置者（補助対象者）は、10月末までに「補助金変更・中止承認申請書」に明細書や計画書等の関係書類を添付のうえ提出してください。

Q 1 4. 就業規則、給与規程等の改正は必要か

A. 本事業の補助を受けるためには、奨学金返済支援金の支給について社内規程を作成するか、既存の就業規則または給与規程に奨学金返済支援に係る手当等の条項を追加し、手当等の支給対象者の範囲、支給時期（毎月支給、賞与時支給等）、金額等を記載する必要があります。交付申請時点で改正等の手続きが完了していない場合は、「今後、就業規則や給与規程等に奨学金返済支援金に関する事項を定めることの申立書（任意様式）」を提出し、事業開始初年度末日までに提出してください。

なお、その規程等に基づいて、補助対象者（設置者）が雇用する対象保育士等に対して、年度内に支給した奨学金返済支援金が補助の対象となります。

Q 1 5. 設置者が対象保育士あて支給する、奨学金返済支援金の支給時期について

A. 規程等に明記された時期に支給し、年度内に支給を完了するようにしてください。

補助の対象は年度内（4/1～3/31）に支給されたものとなり、例えば、令和7年度事業の場合は令和8年3月31日までのものが対象となります。

Q 1 6. 「保育士・保育教諭等（保育士等）」とあるが、幼稚園教諭免許のみの取得者も対象となるか

A. 現在国において保育士資格と幼稚園教諭免許状の併有を推奨しているため、特例制度を継続している期間は、幼稚園教諭免許のみを有し、幼保連携型あるいは幼稚園型認定こども園に勤務している幼稚園教諭についても対象保育士等になります。

Q 1 7. 正規職員だけ対象になるのか

A. 正規の保育士等のほか、労働時間が「一日6時間以上かつ一月20日以上」または「それと同等の勤務条件」と確認できる雇用契約により勤務する非正規（常勤的非常勤）の保育士等も対象保育士等となります。

Q 1 8. 市内の私立保育所等で働いていればよいのか

A. 勤務する保育所等の設置者に直接雇用され、保育に専従している保育士等が対象保育士等になります（資格を有していても、事務職員やその他補助（無資格）職員の場合や派遣されている場合は対象保育士等となりません。）。

Q 1 9. 保育士でなくても保育施設で働いていればよいのか

A. 保育士または保育教諭等として採用され、保育に専従している保育士が対象になります（資格を有していても、事務職員やその他補助職員の場合は対象となりません。）。

Q 2 0. 対象保育士等が年度途中で退職した場合はどうか

A. 対象保育士等が年度末日（3/31）に申請時と同一の市内私立保育所等（当該保育所等の設置者が市内に設置する他の保育所等への異動を含む）に継続して勤務し、翌年度以降も継続して勤務する意思があることが要件となるため、年度途中で退職した保育士等に、補助対象者（設置者）が支給した奨学金返済支援金は補助対象経費にはなりません。

Q 2 1. 今の園を辞めて、違う園に採用された場合も対象になるのか

A. 制度開始以降に採用される対象保育士等の要件は、補助対象者（設置者）に採用された日から過去1年以内において、当該設置者以外の者が設置する市内の他の保育所等（公立私立すべて）で保育士等として勤務していないことを条件としています。また、本事業の対象保育士等として、奨学金返済支援金を支給した設置者が市より本事業の補助金を受けた実績がある場合は、補助対象保育士等となりません。

Q 2 2. 勤務していた保育所等を運営する法人の系列の保育所等に転籍した保育士等は対象になるか

A. 単なる人事異動等による配置換えであるため、設置者に採用された日の属する年度の初日から起算して、保育士等としての勤続年数が転籍前と合わせて7年未満であれば、対象保育士等となります。

Q 2 3. 保育士資格を有していない保育補助者等が、保育士資格等を取得した場合は対象となるか

A. 保育補助者（無資格）として勤務する在職中の臨時職員が、制度開始後に保育士資格等を取得し、改めて保育士等としての雇用契約を交わした場合や市内の他の保育所等に新たに雇用された場合は、対象保育士等になります。

Q 2 4. 姫路市外に住んでいても対象となるか

A. 姫路市内市外在住を問わず、対象保育士等としての要件（Q 4）を全て満たしていれば補助対象保育士となります。

Q 2 5. 産休や育休中の保育士等は対象になるか

A. 年度末日に産休中や育休中の職員は、在籍している状態にあるので対象保育士等であり、申請年度内に奨学金を返還した額に応じて、雇用する設置者が支給する奨学金返済支援金額が補助対象経費になります。

ただし、産休中の健康保険からの給付金や、育休中の雇用保険からの給付金の支給は、奨学金の返済期限の猶予の審査では収入に当たらず返済が猶予されるため、返済がない期間として補助対象期間から除外されます（期間の延長にはなりません。）。

Q 2 6. 傷病等で休職期間中の保育士等は対象となるか

A. 規程等に基づいて給与の支払いが行われている期間については、産休や育休中と同様に在籍しているため、補助対象保育士となります。ただし、奨学金の返済を猶予されている場合は、その期間は補助対象期間から除外されます。

Q 2 7. 市内に住んでいるが、市外の私立保育所等に勤務している場合、対象保育士等となるか

A. 対象保育士等とはなりません。本事業の対象は、市内の私立保育所等で保育士等として勤務している方です。

Q 2 8. 次年度以降の事業継続の見通しはあるのか

A. 本事業は令和7年度以降も継続して新規申請者の受付を行います。毎年度議会の予算承認を経る必要があるため確約はできません。

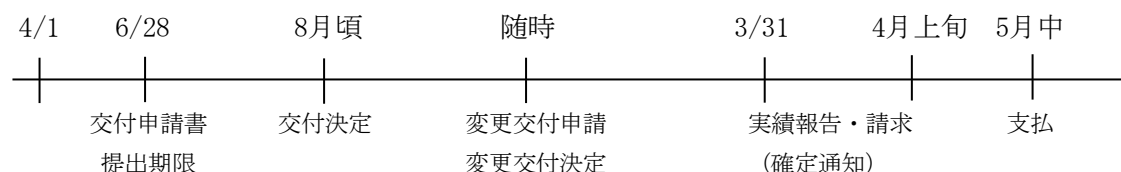
Q 2 9. 社会福祉法人等奨学金支援事業補助金（県社協事業）との併用は可能か

A. 社会福祉法人等奨学金支援事業補助金は、本事業の補助要件である「過去にこの制度（前年度から引き続き対象となっている者を除く。）や、他の奨学金を対象とした類似の補助を受けていないこと」の「類似の補助」に当たるため、併用はできません。

【事務手続き等について】

Q 3 0. 申請から支払までの流れについて示してほしい

A. 〔例 1〕 4 月 1 日付採用の場合（新卒は10月末までに申請）



〔例 2〕 7 月 1 日付採用の者を追加申請する場合



※上記スケジュールは目安であり、変更する場合もあります。

Q 3 1. 補助金の申請手続きは

A. 補助金を受けようとする設置者は、該当する年度ごとに市への申請が必要です。

[必要書類]

- (1) 姫路市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 姫路市保育士等奨学金返済支援事業補助金交付申請明細書（様式第 2 号）
- (3) 収支予算書（様式 3 号）
- (4) 奨学金返済計画書（様式第 4 号）
- (5) 雇用証明書（様式第 5 号）
- (6) 経歴書（様式第 6 号）
- (7) 奨学金の貸与及び返済計画を証する書類 ★2 参照
- (8) 保育士登録証または幼稚園教諭免許状の写し（両方ある場合は双方）
- (9) 社内規程、就業規則、給与規程その他奨学金返済支援金の支給に係る規定を確認することができるもの

※(4)と(6)から(8)は、対象保育士等が補助対象者（設置者）に提出する書類です。

※令和 2 年度以降に採用された方で、初年度申請時の添付書類(6)「経歴書」で採用から過去 1 年以内に勤務履歴がある場合は、別に指定する書類「在職証明書」（在職していた勤務先が証明するもの）を必ず添付してください。

※その他、必要書類の提出を求めることがあります。

★1 (次年度以降) 継続者の申請書類について

年度ごとに申請が必要です。

【必ず添付が必要な書類】

- (4) 姫路市保育士等奨学金返済支援事業実施計画書 (様式第 4 号)
- (5) 雇用証明書 (様式第 5 号)
- (7) 奨学金の返済計画を証する書類

【変更がある場合添付が必要な書類】

- (8) 保育士登録証または幼稚園教諭免許状の写し (両方ある場合は双方)

上記必要書類と(1)(2)(3)の申請書類をあわせて提出してください。

★2 奨学金の貸与及び返済計画を証する書類について

以下の A～C のいずれかの書類を提出してください。

A) スカラネット・パーソナルから発行した書類

＜日本学生支援機構の奨学金貸与を受けている方＞

- 【初年度】
 - ・奨学金貸与証明書 (スカラネットパーソナルから申請)
 - ・スカラネット・パーソナル「個人情報」ページ
 - ・スカラネット・パーソナル「詳細情報」のページ
- 【次年度以降】
 - ・スカラネット・パーソナル「個人情報」ページ
 - ・スカラネット・パーソナル「詳細情報」のページ

B) 奨学金貸与証明書 (様式第 7 号) … 貸与機関に所定の様式がない場合

C) ・奨学金貸与証明書 (貸与機関の所定の様式)

- ・奨学金の返還計画がわかる書類 (返還条件等通知の写し 等) …Q36 参照

※実施計画書 (第 4 号) に記載した内容の根拠となる書類を添付してください。

Q 3 2. 申請書類の提出の時期はいつか

A. 初年度は、要件に該当した日の月末までに必要書類を提出してください。(ただし、要件に該当した日が 4 月 1 日～6 月 30 日の場合は、6 月末日が提出期限となります。)

次年度以降についても、申請は年度ごとに必要です。各年度 6 月末日までに提出してください。

Q 3 3. 提出期日を過ぎて申請書類を提出した場合、どうなるか

A. 申請書を提出した日の属する月の初日から補助対象期間が開始します。

Q 3 4. 現在就労中の保育士等も「経歴書 (様式第 6 号)」を提出する理由は

A. 労働契約で一日 6 時間かつ一月 20 日以上勤務する常勤的非常勤職員として勤務する保育士等で雇用期間に期限がある方は、経歴書に一行ずつ更新の履歴を記載していただくことで、勤務の継続の有無を確認させていただくためです。

なお、令和 2 年度以降採用された方で勤務履歴がある場合は、勤務の内容を確認するための書類として指定している「在籍証明書」も提出してください。在籍証明書は必ず在職

していた勤務先から証明をもらってください。

Q 3 5. 奨学金の貸与機関が発行する奨学金の貸与や返済計画を証する書類とは

A. 補助対象保育士が奨学金を借り受けていることを証明する書類として、奨学生番号、受給者氏名、学校名、貸与期間、貸与総額、返還方法、割賦金額等毎月の返済額、申請年度中の返済予定返還額、返還期間、現在の借入残額（返還残額）、返済金引き落とし口座等が記載され、姫路市保育士等奨学金返済計画書（様式第4号）の根拠となる書類を添付してください。

※1点の書類のみでは不十分のものもありますので、必ず記載内容をご確認ください。

※貸与機関に所定の様式がない場合は、姫路市の様式「奨学金貸与証明書（様式第7号）」をご使用ください。

Q 3 6. 「奨学金貸与団体等への個人情報提供同意書」とは

A. 申請時と実績報告時に対象保育士等の奨学金の返済額を証する書類を提出いただきますが、提出された書類では確認しにくい場合、本市から奨学金貸与団体に対して、この事業に必要な返済状況に関する情報を照会させていただくため、その際に貸与機関への提出が必要となります。必要に応じて市から依頼しますので、依頼があった場合は指定した様式にて同意書を作成のうえ、提出をお願いします。

Q 3 7. 社内規程、就業規則、給与規程その他奨学金返済支援金の支給に係る規定を確認することができるものとは

A. 補助対象者（設置者）が運用する制度として確認を行う必要があるため、規定等の定め及びその写しの提出が必要です。

なお、規定等の作成にあたっては税理士、会計士等にご相談いただくほか、別紙（奨学金返済支援制度に係る規程等について）を参考に、支援対象者・支給時期・金額等について、各設置者において自由に設定していただいて構いません。

Q 3 8. 交付申請時点で保育士（登録）証等が発行されていない場合はどうすればよいか

A. 交付申請時点で保育士登録証が発行されていない場合等は、登録事務センターが発行する「保育士登録済通知書」の写しを添付してください（保育士登録証は届き次第速やかに提出してください）。

なお、幼稚園教諭の普通免許状が発行されていない場合も同様に、都道府県教育委員会が発行する「免許状授与証明書」の写しを添付し、免許状が届き次第速やかに提出して下さい。

Q 3 9. 雇用証明書について

A. 交付申請時に、保育士の採用日や労働時間、社会保険・雇用保険の加入状況等を確認しますので、4月1日以降発行のものを添付してください。実績報告時は、奨学金返済状況報告書（様式第15号）の「2対象保育士雇用情報」の部分に証明をしてください。

Q 4 0. 申請は、補助対象保育士 1 人につき一度すれば最大 7 年間有効か

A. 7 年間有効ではありません。毎年度申請していただく必要があります（次年度以降は毎年度 6 月末日までに申請を要します）。

Q 4 1. 補助金の実績報告時の手続きは

A. 補助金の請求をするには市に実績報告をし、補助金の額を確定させなければなりません。

[必要書類]

- (1) 姫路市保育士等奨学金返済支援事業補助金実績報告書（様式第 12 号）
- (2) 姫路市保育士等奨学金返済支援事業補助金実績報告明細書（様式第 13 号）
- (3) 収支決算書（様式第 14 号）
- (4) 奨学金返済状況報告書（様式第 15 号）
- (5) 奨学金の返済を証明する書類 ★
- (6) 当該年度における対象保育士の給与明細書又は給与台帳等の写し（奨学金返済支援金の支給月）又は当該年度における補助対象経費の領収書
- (7) 奨学金返済支援金給付状況報告書（追加様式）

※(4)(5)は対象保育士等が交付決定者（設置者）に提出してください。

※その他、必要書類の提出を求めることがあります。

★奨学金の返済を証明する書類について

以下の A～C のいずれかの書類を提出してください。

A) スカラネット・パーソナルから発行した書類

＜日本学生支援機構の奨学金貸与を受けている方＞

- ・ 奨学金返還額証明書（4 月～2 月返還分）
- ・ 奨学金返還証明書
- ・ 対象保育士等本人名義の奨学金引落口座の通帳のコピー（3 月分）

スカラネット・パーソナルから申請

※ ①銀行名・支店名・口座番号・口座名義の記載されている頁

②奨学金返済の引落としがわかる頁 の 2 部を提出ください。

B) 奨学金返済証明書（様式第 16 号）… 貸与機関に所定の様式がない場合

C) 奨学金返済証明書（貸与機関の所定の様式）

※返済状況報告書（様式第 15 号）に記載した内容の根拠となる書類を添付してください。

Q 4 2. 対象保育士本人名義の奨学金返済引落口座の通帳の写しを添付する理由は

A. 補助対象である保育士の要件（Q 4(1)参照）のひとつである自ら奨学金を返済中であることや、その返済額を速やかに確認し補助金の支払事務を遅滞なく速やかに行うためです。

例えば、毎月 27 日が返済額の引落日である「日本学生支援機構」の奨学金の場合、「返済額証明書」等の発行に申請から 2 週間程度要するため、年度最終月 3 月分の交付を待つと、設置者への本事業の補助金交付が遅れてしまう恐れがあります。

そのため、最終月の返済状況は引落口座の通帳のコピーで確認しますので、ご協力をお願い

いします。銀行名、支店名、口座番号、口座名義の記載されている頁と3月分の引き落としが分かる頁のコピーを添付してください。

Q 4 3. 当該年度における対象保育士等の給与明細書又は給与台帳等の写し（奨学金返済支援金の支給月）又は当該年度における奨学金返済支援金の領収書を添付する理由は

A. 補助対象者（設置者）が対象保育士等に対して支給した奨学金返済支援金の金額、すなわち補助対象経費の額を確認するためです。

Q 4 4. 婚姻等により申請時から対象保育士等の氏名が変わった場合、実績報告時の氏名はどちらを使用すればよいか

A. 変更後の氏名をご記入、押印いただき、「奨学金返済状況報告書（様式第15号）」の余白に変更理由をご記入ください（【例】〇月〇日付婚姻による氏名変更（旧姓：△△））。

Q 4 5. 返済計画書や返済状況報告書に押す印鑑はどの印鑑でもよいか

A. 必ず同一の印鑑（必ず朱肉をつけて押す印鑑）で押印してください。変更交付申請の返済計画書（変更）も同様です。

なお、申請書等すべての書類作成には、消せるボールペンや修正インクやテープを使用しないでください。

Q 4 6. この補助金は、設置者の会計としてどのような扱いになるのか

A. 保育所・認定こども園の事業会計に、「補助金事業収入」として計上してください。
なお、会計処理については税理士等にご相談ください。

Q 4 7. 設置者が補助対象保育士等に返済分を支給する場合の所得税の取り扱いは、所得税法第9条第1項第15号（非課税所得）の「学資に充てるため給付される金品」に該当するか

A. 一般的に、設置者が本人に奨学金の返済分を支給する場合、通常の給与に奨学金返済用の手当をを上乗せして支給されるケースが想定されますが、その場合は、当該返済手当が奨学金の返済に充てられるかについては疑義があり、厳密には「学資に充てられた」とみなせず、所得税非課税とするのは困難と考えられています。

詳しくは姫路税務署（079-282-1135）にお問い合わせください。